

平成 23 年 1 月 14 日
福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり地域密着型サービス事業者の指定を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

平成 21 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募において選定した事業者について指定を行う。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定予定年月日
グループホーム 東京練馬の家	練馬区春日町 4-6-3	医療法人社団 長啓会	18 名 (2 ユニット)	平成 23 年 2 月 1 日
はなまるホーム 西大泉	練馬区西大泉 2-16-23	株式会社 愛誠会	18 名 (2 ユニット)	平成 23 年 3 月 1 日